

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 平成30年度北方町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 142,200 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,820,418 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	42,550	509	0	0	6,568	35,473
	障がい者福祉事業	309,447	218,937	0	0	14,141	76,369
	老人福祉事業	47,752	0	0	78	7,448	40,226
	福祉医療事業	200,835	87,850	0	0	17,652	95,333
	児童福祉事業	567,788	380,399	0	2,477	28,889	156,023
	小計	1,168,372	687,695	0	2,555	74,698	403,424
社会保険	国民健康保険事業	151,906	83,735	0	0	10,650	57,521
	介護保険事業	243,339	1,762	0	110,218	20,522	110,837
	後期高齢者医療事業	171,090	21,547	0	266	23,322	125,955
	小計	566,335	107,044	0	110,484	54,494	294,313
保健衛生	母子保健事業	17,589	79	0	0	2,736	14,774
	疾病予防事業	49,529	0	0	0	7,738	41,791
	健康増進事業	18,593	2,374	0	0	2,534	13,685
	小計	85,711	2,453	0	0	13,008	70,250
合計	1,820,418	797,192	0	113,039	142,200	767,987	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。